

平成20年度第3回生駒市都市計画審議会 会議録

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1)会議の年月日 平成20年10月23日(木)
- (2)開閉時刻 午前10時30分から午前11時30分
- (3)場所 生駒市役所 4階 401・402会議室

2 委員の出欠

- (1)出席者
増田会長・井上副会長・樋口委員・中谷委員・久委員・久保(博)委員・久保(昌)委員・戸川委員・中井委員・安若委員・松本委員・上埜委員
- (2)欠席者
田中委員・池本委員・出垣委員
- (3)事務局出席者
佐和都市整備部長・森本都市計画課長・林都市計画課課長補佐・谷都市計画課計画係長・高谷都市計画課主査

3 会議の成立

- 上記 2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。
(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 配布資料

- (1)会議次第
- (2)資料1 第1号案件 (大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の決定)にかか
る説明用資料
- (3)資料2 第2号案件 (大和都市計画生産緑地地区の変更)にかか
る説明用資料
- (4)資料3 その他(1) (大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の変更)にかか
る事前説
明用資料

5 次 第

- (1)開会
- (2)市長挨拶
- (3)諮問書の授受
- (4)審議案件 第1号案件 大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の決定について
- (5)審議案件 第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について
- (6)その他 (1)大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の変更について(事前説明)
(2)その他

6 審議結果等

(1) 第1号案件 大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の決定について

- ・事務局から概要説明

質疑なし、原案どおり可決

(2) 第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について

- ・事務局から概要説明

質疑なし、原案どおり可決

(3) その他 (1) 大和都市計画生駒市白庭台地区地区計画の変更について (事前説明)

- ・事務局から概要説明

〈委員〉低層専用住宅地区の制限内容はそのまま、白庭台地区計画に今回の区域を編入するというだけなのか。用途地域を変えるなどはないのか。

〈事務局〉おっしゃるとおりで、18区画について町名変更をするので、その区域をそのまま白庭台の地区計画区域に編入するという事です。

〈委員〉制限があるというのは、既存の地区計画の中に制限があるということか。

〈事務局〉既存の地区計画と同じようなかたちで18区画についても制限行為をかけるということです。現在の18区画については白庭台地区計画の制限内容に合致しているため、今回は区域を編入するというだけです。

〈委員〉編入地区と白庭台の開発業者は同じところか。

〈事務局〉既存の白庭台と異なる事業者です。

〈委員〉南西側は地形地物界ではなく複雑な境界となっているが、町名が違うからなのかそれとも開発形態が違うからなのか。

〈事務局〉もともとこの辺は上町であったが、開発に伴って白庭台、あすか野という町名に変わっており、開発の関係でこのような境界になっている。

〈委員〉今回の編入は市から働きかけたのか地元からの要望か。

〈事務局〉編入区域の住民から白庭台自治会に対して編入して欲しいというのが始まりです。その後、自治会と編入区域の代表者が協議をされて今回の編入というかたちとなったものです。

〈委員〉開発の段階で、事業者に対して地区計画を入れるよう指導をしたのか。

〈事務局〉開発に関しては隣接が白庭台ということなので、開発業者に対しては、将来に向けて編入という話はさせていただいたと思う。ただ実際には、住まれた方が白庭台に投げか

けられて、準会員の自治会に入っていたのを、今回正式に町名変更させていただきたいということで、1年ほどかけて話し合いをされ決まったものです。もともと開発に関しては、編入ということで投げかけていたが先に開発をされたということです。

〈委員〉地区計画の指定を指導されたのかどうか。

〈事務局〉当然地区計画に入っておりますので、地区に編入されるかという話はさせていただきました。

〈委員〉業者が拒んだということですね。

〈事務局〉拒んだというより話がまとまらなかったということです。

〈委員〉地区内は全て入居されているのか。

〈事務局〉1区画を除き入居されている。

〈委員〉一低層と編入区域の境界が微妙に違う、2、3軒ほど編入区域に入っていないが、その方たちは何も言わないのか。

〈事務局〉町名変更の際しまして、その区域に住んでいる方が上町のままでいいということと、地区計画の内容に合致しない部分がありますので、そのまま地区計画の区域に入れるというわけにはいかない。今回赤線で囲んでいる部分が町名の変更される区域となって、その向こう側が上町のままとなります。

〈委員〉住民の希望だということですか。

〈事務局〉そうです。制限内容と合致しないという部分がありますので、その思いもあるのだろうと思います。

〈委員〉制限内容に合致しなければ、改善しなければならなくなるのですか。

〈事務局〉既存不適格になるのかも分かりませんが、建て替え等される場合は制限内容がかかってきますので。

〈委員〉図面を見て地形の推測はできるが、もっと分かるような情報を頂くことはできないか。一番手っ取り早いのは周辺の写真があれば分かりやすいと思うが。

〈事務局〉今回はそういう形でやらしてもらいます。

〈会長〉次回、本審議をする際には市街化区域の線を入れていただくということと、具体的な状況が分かるように写真を入れていただくということをお願いしたい。

〈事務局〉分かりました。

〈会長〉次回、本審議の際は追加資料の説明を頂いて審議を行いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(2) その他

〈事務局〉前回の審議会におきまして、第5回線引き・用途地域等の定時見直しについて、専

門委員会の立ち上げについてご承認頂きまして、専門委員については会長一任ということになっておりますので、会長と相談させていただきまして、委員長に増田会長、副委員長に井上副会長、委員については久委員、田中委員、池本委員、上埜委員の6名の委員にお願いしたいと思っておりますのでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

〈会長〉 前回、私に一任ということで事務局と相談させていただき、今ご紹介した6名の委員で構成したいと思いますよろしいでしょうか。6名の委員にはお手数をかけると思いますがご協力よろしくお願いいたします。

ご承認いただいたということですので、専門委員会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〈事務局〉 早速ではございますが、審議会終了後、第1回目の専門委員会を開かせていただきたいと思っておりますので、6名の委員には引き続きよろしくお願いいたします。

〈会長〉 引き続き専門委員会を開催させていただきたいと思っておりますが、本審議会はこれで終了させていただきたいと思っております。